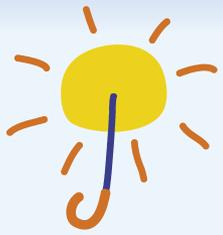


日本司法支援センター



法テラス



りつりん
栗林公園(写真提供:高松市) 国の特別名勝に指定されている庭園の中で、最大の広さをもつ栗林公園は、松の緑濃い紫雲山を背景に6つの池と13の築山を巧みに配し、江戸時代初期の回遊式大名庭園として、すぐれた地割り、石組みを有し、木石の雅趣に富んでいます。春のウメ・サクラ、夏のハナショウブ・ハス、秋のカエデ、そして冬のツバキと四季折々の風物にも恵まれ、ここに咲く花々は、一歩一景といわれる変化に富んだ美しさを一層醸し出します。

C O N T E N T S

巻頭インタビュー 2

キャスター 膳場貴子さん

法テラス業務紹介 4

国選弁護関連業務

法テラス最前線 ~スタッフ弁護士活動報告 6

法テラス滋賀法律事務所 臼井陽子

地方事務所だより 8

香川地方事務所

ホームページリニューアル紹介 10**理事長就任挨拶／新役員紹介** 11

新理事長 寺井一弘

News & Topics 12

4月10日は「法テラスの日」

春 Vol.5
号

2008年4月10日発行

www.houterasu.or.jp

発行：日本司法支援センター

ニュースを正確に伝えられるのは当たり前。その上で、美しさや品格まで要求されるのが、女性ニュースキャスターです。

テレビ画面を通して見る膳場貴子さんは、緊張やプレッシャーをものともせず、さらりとこなしているように見えます。

そこには人知れぬ苦勞もあると思いますが、目の前に現れた膳場さんは、気負いのまったくない、自然体の方でした。

キャスターは「架け橋役」

— ニュースキャスターは、華やかで誰もが憧れる職業ですが、膳場さんご自身はどのような点にやりがいを感じていらっしゃるのでしょうか。

膳場 抽象的な言い方になりますが、最新の情報や世の中のできごとを伝え、問題提起をしていくことで、少しでも社会や生活を良くするためのお手伝いができる仕事だということでしょうか。テレビって、誰かから直接「ありがとう」と言ってもらえる仕事ではありませんが、間接的にでも、世の中を良くするために役立てるとしたら、うれしいですね。

— テレビは社会に与える影響力が大きいですから、プレッシャーも相当なものだと思いますが。

膳場 プレッシャーは確かにありますね。私の発した言葉で、傷つく人や迷惑をこうむる人がいるかもしれない。ですから、言葉にはとても慎重になります。

そのため、前にも増して自分の立ち位置をちゃんと確認しようと心がけるようになりました。この仕事は、いろんな方向にアンテナを張って情報収集をしなければなりません。一方で、その情報を自分はどういうスタンスで見ているか、ということも常に意識するようにしています。時にはスタッフと話し合っ、軌道修正をしながら、番組に臨んでいます。

— ニュースは日々生まれますし、政治、経済、世界情勢から

スポーツまで、キャスターのお仕事はあらゆる方面に精通していなければなりません、どのような苦勞がおりますか。

膳場 これさえやっておけば、という切り札があるわけではないので、新聞を読む、本や雑誌を読む、専門家に話を聞く、といったことを日々続けていくしかないと思っています。

ただ、番組はチームで作るものですし、キャスターの仕事は、専門的な分野と視聴者との架け橋役だと思っていますので、スタッフと知恵を出し合っ、難しいことも、できるだけわかりやすい言葉でお伝えすることを心がけています。

とはいっても、不得意分野のときは、本番でもやはりドキドキしてしまいますね(笑)。



キャスターの一日とは・・・

— 番組は夜 10 時 54 分からのスタートですが、膳場さんの 1 日はどのようなスケジュールですか。

膳場 極端な夜型なので人様にはあまりお話したくないのですが(笑)。朝は、起きて身支度を整え、朝食を食べながらお昼のニュースを見る、という感じですね。日中は基本的に自由なので、新聞を読んだり、情報収集をしたりして過ごすことが多いです。途中、FAX でその日のニュースの予定を取り寄せてチェックしたりもします。テレビ局に入るのは夕方、お弁当を食べながらスタッフと打合せをし、9 時頃からメイク。そのあとは原稿の下読みをしたり、特集の VTR を確認したりしていると、あっという間に本番の時間です。

— 番組中は緊張状態が続くわけですが、膳場さん流のクールダウンの方法がありましたら教えてください。

膳場 帰宅後はいやなことから先に片付けるため、まずその日のオンエアの VTR を見て、一人で反省します。その後は軽く食事をして、ゆっくりお風呂に入り、音楽を聴いたり、本を読んだりして、徐々に気持ちを鎮めていきます。たまにゲームにはまってしまって、逆に覚醒してしまうこともあります(笑)。

— 体調管理で心がけていることはありますか。

膳場 夜型の生活パターンになった当初は、いろいろ試行錯誤してみたのですが、生活リズムを保つことが一番だと気がつきました。スポーツをして体力をつけようと思ったこともありますが、日中に激しい運動をすると夜眠くなってしまっ(笑)。今は、自己流ですが、朝起きたときにその日の体調に合わせたヨガをやるようにしています。

目立たなかった少女時代

— 勝手なイメージで恐縮ですが、今の膳場さんから想像する



と、小さい頃からさぞかし利発なお嬢さんだったのでしょ
うね。

膳場 こういう仕事をしていると、しっかりしているよ
うに見られますが、私は3姉妹の末っ子なので、根はす
ごく甘ったれなんです。姉たちの後ろをついて回って、
「置いていかれた～」と言って母に泣きついているよう
な子どもでした。

運動音痴で、小学校のとき、50m 走でクラスのビリか
ら2番目だったことが今でもコンプレックスになってい
るくらいです。ぜんぜん目立たない子だったと思います。

— 大学では医学部に進まれました。

膳場 医師の資格を持っているわけでもありませんし、
学部名を言うことには抵抗があるのですが。専攻していたの
は「健康科学」といって、医療の中でも裾野の部分、広い意
味で人間のあらゆることについて学びました。

— 医学部からアナウンサーというのは意外な感じがしますが。

膳場 なぜ、と聞かれることが多いですが、私自身の中では
何の壁もありませんでした。マスコミは森羅万象を対象にし
た仕事ですから、ジャーナリズム論だけではなく、いろんな
ことを学んだ人たちが集まれば、それだけさまざまな分野の
情報を視聴者にお伝えできると思います。私がやってきた勉
強も、どこかで役に立つのではないかと考えました。

— これまで経験されたお仕事の中で、記憶に残る番組や場
面がありましたら教えてください。

膳場 すごく緊張したという意味では、NHKで紅白歌合戦
の司会をさせていただいたときと、今担当している番組に初
めて出させていただいたとき、この2回ですね。紅白のとき
は、歌手の皆さんの緊張が伝わってきて、自分がこんな大き
な番組の司会をさせてもらって
いいのだろうか、幕が上がる
まで逃げ出したい気持ちでいっ
ぱいでした。



取材を通じて、犯罪で家族を
失ったり、想像を絶するような
辛い経験をして、自分の人生
を懸命に生きようとしている方
のお話を伺うことがあります。
人間てすごく強いものなのだ
ということに感銘を受けますね。

カブト虫と一緒に生活！

— 話題は変わりますが、ご趣味をお聞かせください。

膳場 子どもの頃から植物や動物、虫などが大好きだったの
で、今も家でいろんな植物を育てています。それから去年は



膳場 貴子（ぜんば・たかこ）さん

1975年東京生まれ。東京大学医学部卒業後、1997年NHK
入局。静岡放送局勤務を経て、2000年から東京勤務となり、
「おはよう日本」「プロジェクトX～挑戦者たち～」などを担
当。2006年3月NHKを退職してフリーアナウンサーとなり、
同年9月からTBS「筑紫哲也 NEWS23」（月～金 22:54～）
のキャスターを務めている。

カブト虫を買ってしまいました（笑）。つがいで買って、卵
をうませて、自分で孵卵器のようなものを作って。今はその
幼虫を家の外で越冬させています。カブト虫は夜行性なので、
ちょうど仕事から帰ったときに動いていたりすると、うれし
くなりますね。これからの季節は、さなぎから成虫へと変化
を見守るのが楽しみです。

— 意外なご趣味でびっくりしました（笑）。

膳場 カブト虫と一緒に生活しているなんて、スマートじゃ
ないですよ（笑）。

ほかに趣味といえば、舞台を見に行くことでしょうか。今
の仕事は、テレビ画面に向かってではあるけれどエネルギー
を放出していくというか、緊張やストレスも含めて消耗して
いくお仕事なので、目の前で生身の人間が歌ったり踊ったり
している舞台を見ると、そこから放出されるエネルギーを
キャッチして、補充されるというか、元気になれる感じがす
るんです。

— 最後に、「法テラス」は、国民の司法へのアクセスをし
やすくしようという理念のもとに設立されました。司法や弁
護士、法テラスが、さらに国民に親しまれるためのアイデア
がありましたらご提案ください。

膳場 法律的な問題で困っても、身内や知り合いに弁護士が
いなければ、どこに相談したらいいかわからないですよ。軽
気な法的トラブルの相談に乗ってくれる法テラスは、心強
い存在です。

弁護士さんの中には、手弁当で草の根の活動をしているよ
うな方もいらっしゃいますが、まだまだ普通の市民から見
ると敷居が高い。それを解消する方法としては、弁護士さんが
もっと市民の手の届くところにくださったらいいのでは
ないかと思います。

また、法律に詳しいだけでなく、人間的な魅力のある
人が弁護士になってくれるといいですね。その意味では、法
科大学院は、社会人経験のある方にも弁護士への道が開かれ
たということで、これからは市民感覚に近い弁護士さんが数
多く生まれてくれることを期待しています。



国選弁護関連業務

「国選弁護」という言葉は、耳にしたことはあっても、具体的なしくみや内容についてはよくわからないという方も多いのではないのでしょうか。

国選弁護制度とは、犯罪の嫌疑をかけられている人が、貧困などの理由で刑事手続のための弁護士を付けられない場合に、本人の請求により、国の費用で弁護士を付けるという制度です。

法テラスは、2006年10月2日の業務開始以来、この国選弁護に関する業務を担っています。

法テラスの業務紹介・第5弾では、この国選弁護関連業務についてわかりやすくご説明します。

国選弁護制度 キーワード

国選弁護制度を理解するには、まずは用語を正しく知ることが不可欠です。知っているようでじつはよくわからない、似ているけれど大きく違う、いくつかのキーワードを、まずはご説明します。

被疑者と被告人

犯罪の嫌疑をかけられている人のうち、「被疑者」は捜査段階にある人を、「被告人」は裁判(公判等)の段階にある人を指します。被疑者から被告人へと名前が変わる境目には、「起訴」という手続があります。

起訴とは、検察官が犯罪を捜査した結果、裁判にかけるべきであると判断した場合にとられる手続です。(このうち、公開の法廷での審理・裁判を行うための手続を「公判請求」といいます。)

刑事手続のながれ

| | 手続 | 呼び名 | 収容される場所 |
|---------------|----------------|-----|----------------------------|
| 被疑者国選 弁護制度 | 逮捕・勾留 | 被疑者 | おもに警察の留置場(法律用語では留置施設)または在宅 |
| | 捜査 (最大23日間) | | |
| 被告人国選 弁護制度 | 起訴 | 被告人 | おもに拘置所(法律用語では刑事施設)または在宅 |
| | 裁判 | | |
| | 実刑確定 | 受刑者 | 刑務所(法律用語では刑事施設) |

※実刑の有罪判決が確定する場合

弁護士と弁護人

弁護士は、個別の刑事事件において、被疑者・被告人の弁護を行う人のことであり、弁護士の資格を有する者だけに許された任務です。選任手続がとられた弁護士は、「弁護人」と呼ばれます。

国選弁護と私選弁護

国(裁判所)が選任するのが「国選弁護」、被疑者・被告人が自分で依頼するのが「私選弁護」です。国選弁護の場合でも、判決でその費用が被告人の負担となる場合があります。

現在、被疑者・被告人の7割以上が国選弁護を利用しています。

刑事裁判と民事裁判

刑事裁判は、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑罰が適切かを、国家による刑罰権の行使という手段によって判断しようとするものです。したがって、裁判における当事者は「検察官(国家)対「被告人」という構造になります。

民事裁判は個人・法人を含めた私人間の紛争を解決し、権利の実現や回復をするための手続です。裁判における当事者は、「原告(訴えを起こした側)」と「被告(訴えられた側)」となります。

国選弁護制度は、現時点では「刑事事件の被疑者・被告人」のための制度であり、民事事件や、刑事事件の被害者は利用できません。(*)

*2007年11月の少年法の一部改正法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する事務も法テラスの業務となり、「少年事件」でも利用できるようになりました。



国選弁護制度の位置づけ

国選弁護制度は、日本国憲法一「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」(第37条3項)を根拠として実施されている制度です。被告人が、弁護人(弁護士)を付けることは、憲法で保障されているのです。

これは、検察という国家権力と対峙しなければならない被告人が、不利な立場に置かれることなく、適正な裁判手続を受けることができるよう、被告人の権利を守るために定められた制度だからです。

しかしながら、刑事司法の公正さという点からは、被告人だけでなく、被疑者の権利も適切に保障されることが重要です。従前、被疑者に対する弁護活動は、弁護士会や(財)法律扶助協会の任意の事業として実施されてきましたが、司法制度改革審議会の提言を受け、2006年10月より一定の重大な犯罪の嫌疑で勾留された被疑者に関しても、国選弁護制度が導入されました。

被疑者・被告人を通じて一貫した弁護体制を整備することは、被疑者・被告人の正当な権利擁護という点のみならず、2009年に開始される裁判員制度の連日の開廷による集中審理を支えるための制度的基盤ともなります。

法テラスの国選弁護関連業務の内容

法テラスが行っている国選弁護関連業務の内容は、次のとおりです。

業務遂行体制の整備

①「国選弁護人」になろうとする弁護士との契約締結

国選弁護人になろうとする弁護士は、あらかじめ法テラスと契約をしておくことが定められています。2008年2月時点で、全国の弁護士約2万5千名中、約1万3千名の弁護士が、法テラスと契約を締結しています。

法テラスの地方事務所では、契約した弁護士の名簿を作成して、②の、裁判所からの依頼に備えます。

指名・通知

②裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人候補の指名をし、裁判所へ通知をすること

貧困などの理由により自分で弁護人を選任することができない被疑者・被告人は、裁判所に対し、「国選弁護人をつけてもらいたい」と請求することができます。

請求があると、裁判所から法テラスの地方事務所に対し、弁護人候補者を指名し、裁判所に通知するよう依頼がなされます。

依頼を受けた法テラスでは、①で作成した名簿にある契約弁護士に受任の打診をし、承諾を得られたら、裁判所に「国選弁護人候補者」として通知します。

国選弁護人の「選任」を行うのは裁判所の役割ですので、法テラスの役割はその「候補者を指名し、裁判所に通知する」ことです。

報酬の算定・支払

③国選弁護人に対する報酬や費用の算定と支払

担当した事件が終了すると、契約弁護士から法テラスの地方事務所に対し、報告書が提出されます。

法テラスでは、報告書に記載された公判への出頭回数や所要時間、事件記録の謄写(コピー)枚数などの内容に基づいて報酬や費用の算定を行い、送金します。

国選弁護制度を利用するには

希望すればだれもが、国選弁護人を付けられるわけではありません。

刑事裁判の手続きについて定めた刑事訴訟法に、「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。」(第36条)とあるように、「貧困」がひとつの条件になっています。そのため、国選弁護人を請求する被疑者・被告人は、預金などの資産内容を示した「資力申告書」を提出しなければならないことになっています。

その他、弁護人が付かなければ裁判が開けないことになっている重大事件の被告人の場合は、弁護人を付さなければならず、また、被告人が70歳以上であるとき、聴覚や言語に障害があるときなどは、本人の請求がなくても、裁判所の判断で弁護人を付ける場合があります。

国選弁護業務には休みがない!

逮捕されてから、起訴されるまでの被疑者段階の手続きは、刑事訴訟法によって厳格な時間制限が定められています。しかも、土日、祝日、年末年始などの休日を考慮しないで計算されるため、休日であっても、確実に指名・通知を行う必要があります。

そこで法テラスでは、休日も協力していただける契約弁護士の名簿を作成しており、職員が交代で出勤して、被疑者のための国選弁護人の指名・通知業務を行っています。

COLUMN 大きく変わる国選弁護制度

国選弁護制度は、ここ数年で大きな変革を遂げてきました。そして今後さらに大きく変わろうとしています。

これまで.....

2004年6月に公布された「総合法律支援法」において、「国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する業務」が法テラスの業務として明記され、2006年10月2日の業務開始とともに、法テラスが国選弁護人の確保業務を行うとともに、これまでは裁判所が行っていた報酬の算定・支払業務も法テラスが担うことになりました。また、同日から施行された改正刑事訴訟法により、被告人に加えて新たに重大事件の被疑者に対する国選弁護制度が導入されました。

これから.....

2009年の春には、さらに2つの大きな変化が予定されています。

ひとつは、被疑者段階の国選弁護の対象事件の拡大です。現在は殺人、放火、傷害致死、強盗、強姦などの重大事件だけが対象となっていますが、これに窃盗、傷害、詐欺といった事件も加わり、事件数としてはおよそ10倍の10万件になると想定されています。

もうひとつは、裁判員制度のスタートです。裁判員が審理に参加する事件は、数としては地方裁判所の刑事事件全体の3%程度(予想では3~4千件程度)ですが、裁判員の負担を考慮して短期間に集中的に公判期日が開かれることが予定されており、弁護活動の負担は相当大きくなることが想定されます。

これら2つの変化に備えて、法テラスでは、契約弁護士の数を十分に確保するなど、態勢の整備に向けた準備を進めています。

法テラス滋賀法律事務所のスタッフ弁護士として

法テラス滋賀法律事務所 スタッフ弁護士 白井 陽子

■ スタッフ弁護士となった経緯

私は、もっと市民に身近な存在として仕事をしたいと考えていたこと及び刑事弁護についてもっと真剣に取り組みたいと思っていたことから、スタッフ弁護士になろうと決め、平成18年12月7日、法テラス本部からスタッフ弁護士として内定を得ました。そんな最中、12月20日、私にとっては初めての子どもを妊娠していることが判明しました。私は、平成19年2月から、法テラス滋賀法律事務所勤務することになっていましたので、一旦は、スタッフ弁護士になること自体を辞退するか、時期を延期するべきではないかと考えましたが、法テラス本部の役職員の方々のご尽力と、法テラス滋賀地方事務所の所長、副所長、局長、職員の方々が快く迎え入れてくださったこともあり、当初の予定どおり、平成19年2月から、法テラス滋賀法律事務所の常勤弁護士として活動を始めることができ、以来すでに1年が過ぎました。

■ 法テラス滋賀法律事務所の所在地

法テラス滋賀法律事務所は、浜大津にあり、事務所の入るビルの窓からは、琵琶湖を眺めることができます。残念なことは、私の事務所自体には窓がないことから、立地は素晴らしいのに、事務所からは琵琶湖が見えないことでしょうか(笑)。ただ、同じフロアーに隣接した



法テラス滋賀からは、琵琶湖をのぞむことができる。

形で、法テラス滋賀の地方事務所があり、その窓からは琵琶湖が見えるため、仕事に疲れたりした際、そこから琵琶湖を眺め、心を休ませたりしています。

■ 法テラス滋賀法律事務所の現状について

法テラス滋賀法律事務所は、現在、弁護士1名及び事務職員1名が所属しています。業務内容は、民事法律扶助事件と国選弁護事件です。

民事法律援助事件については、月2回、1回について6名の無料法律相談の日を設け、受任する必要がある事件については、代理援助の審査決定を経た上で、受任すること

になっています。相談内容の多くは、債務整理や離婚等の家事事件が多いです。

国選事件については、法テラスの滋賀地方事務所から打診があった被疑者国選・被告人国選事件を担当しています。また、先日、国選付添人も担当しました。

滋賀県の特徴としては、外国人が数多く就労していることもあり、外国人事件が比較的多いといったところでしょうか。国選事件は、月ほぼ8件の割合で担当することになっており、産休後(平成19年10月以降)、私が担当した国選事件は、37件になります。滋賀は、警察署の存在する場所が広範囲に及ぶため、接見の際に片道2時間近くを要することもあり、接見に半日を要することもあります。

■ 子育てと仕事とのバランスについて

前述しましたように、平成19年2月に法テラス滋賀法律事務所勤務を開始した際には、妊娠しており、同年8月に女児を出産しました。

スタッフ弁護士として勤務し1年未満の場合には、育児が認められないため、10月には業務を再開しました。10月の時点では、子どもが生後6か月を経過していないので、保育所には入所することができず、娘の祖母(つまり私の母)に娘を預かってもらい、勤務するといった状態でした。

仕事を再開した際には、娘のことも気になる一方、仕事も気になって、「両立なんてできない。」と悩みましたが、今は、両立は無理と割り切り、業務についてはおろそかにできない以上、子育てについては、夫と、母など身近な存在の人の協力を求めて何とかやっています。母親として、娘を愛しているという気持ちが存在し、それが娘に通じればそれでよいはずと勝手に思っているところです。

現在は、娘も保育所に入所できましたので、午後7時までに保育所に迎えに行けばよくなりましたが、勤務の都合上、帰宅が7時を過ぎてしまうこともあります。その場合は、祖母に娘を迎えに行ってもらっています。そういう意味でも、身近な人の協力がなければ、子育てと仕事の両立は難しいです。ただ、仕事から帰ってきて、娘の笑顔に出会えば、仕事のストレスも吹っ飛びますし、何より、子どもを生んだことで、離婚や親権で悩まれている方の気持ちはより理解できるようになったのではないかと考えています。

■ これからの課題について

子どもを去年出産したばかりで、保育所への迎えの時間もあって、現在はできていないのが実状ですが、子どもも6か月を過ぎたことですし、できれば、法律扶助事件や国選事件といった本来の業務とは別に、これからは市など自治体とのネットワーク作りなどをしっかり行い、社会的弱者とされる方々の悩みをより早く解消できるように取り組んでいきたいと考えています。それが、私がスタッフ弁護士を目指した理由でもあるからです。

また、2009年に始まる裁判員制度について、滋賀弁護士会においては、刑事弁護委員会を中心に、模擬裁判を含め、裁判員制度の検討会がなされていますが、それらに積極的に参加し、弁護士会との連携を深めていきたいと考えています。

被疑者国選弁護の対象範囲が拡大するとともに、裁判員制度がスタートすると、弁護人の負担は今まで以上に大きくなることが予想されます。そうなれば、民事扶助事件も当然存在することですから、業務の効率化、合理化がより求められるようになるでしょう。

依頼者の利益を損なわないためにも、業務の効率化、合理化を図るために、どうすればよいかを考えていく必要があるでしょう。これからの課題はつきません。

■ スタッフ弁護士希望者へ

私と同じように、スタッフ弁護士の間に出産されるという方もいらっしゃるかもしれません。確かに、子どもをもちながらの仕事は、想像していたよりも大変です。常に、子育てと仕事のバランスについて悩むこととなります。しかし、そのことは、働く女性については共通の悩みでしょう。スタッフ弁護士は、業務については、誰一人干渉する者はいません。依頼者の利益だけを考慮して、自由に判断することができます。他に事務所に弁護士がいないということから、帰宅する際に、気兼ねをする必要もありません。そのため、保育所に子どもを迎えに行ってから、自宅で仕事をしやすい環境にいることができるという点では、比較的仕事とのバランスはとりやすいのではないのでしょうか。といっても、育児にも仕事にも時間をかけたいという気持ちが強く、悩みはつきませんが・・・。



待合スペースは法テラス滋賀と共通になっている。

スタッフ弁護士は、事務所経営という観点から離れて、依頼者の悩みを解決し、依頼者の背負っている重荷を軽くすることだけを考慮して仕事をする事ができ、依頼者にとって、敷居が高い存在である法律事務所、弁護士の存在をより身近なものとする事ができるという点では、とても働きがいがあります。そして、依頼者や、被告人及びそのご家族から、お礼の電話や手紙を頂いたときは、本当にうれしく、この仕事をやっていてよかったです。

また、産休期間、近隣のスタッフ弁護士に仕事についてご協力頂き、共同受任することになりました。スタッフ弁護士は、志を同じくする多くの仲間がいることから、常に心強いです。事件解決などに悩んだ際にも、メーリングリストなどを通して、相談や、事件解決の糸口を得たりすることもできます。もちろん、さまざまな問題もありましたが、徐々に改善されてきています。また、いろいろな課題が残されていますが、やりがいのある仕事であると思います。

「法テラス香川」 全員の方で



香川の職員

後段左から 植田事務局長、川東所長、
安西スタッフ弁護士、小林副所長、松井スタッフ弁護士
前段左から 馬場副所長、富田事務局長補佐、畝本本部事務局長、
増田係員、藤澤係員、小笠原係員、池田係員
右上 猪崎副所長
右下左から 植田係員、森田係員



さらなる周知を

国選・財務担当副所長 馬場基尚

法テラスで働いていると、法テラスは、国民に一般に認知されていると思わされることがあるが、現実には違う。私は非常勤裁判官としても勤務しているが、法律扶助事案と思われる事件について法テラスのことをそれとなく話しても、だいたい「???」という反応を返されてしまって、ちょっとガックリすることがあるものだ。

法テラスが立憲民主主義を標榜する我が国にとって必要なことは分かる。しかし、法テラスが国民に定着してもらえないと、そのすばらしい理念を生かすことが出来ない。今後とも広報活動に力を尽くしていきたい。



スタッフ弁護士 安西 敦

一昨年10月に法テラス香川法律事務所に来てから国選弁護事件を中心に業務を行ってきました。一人一人の被告人に接する中で、あらためて犯罪の問題の深さを痛感しましたが、自分なりにできることを地道にやっていくしかないと思っています。今後は、虐待、いじめや体罰の問題などの子どもの問題や、その他の弱い立場に追い込まれている人たちの権利を実現する活動にもできるだけ取り組んでいきたいと考えています。よろしくお願い致します。



周辺機関と密着を

受託業務主担当・事務局長 植田幸哲

法テラス香川は高松市北部に位置し、周辺には裁判所等の官公庁や多数の弁護士事務所等があります。職員は法律事務所を含め、所長・副所長3名・常勤弁護士2名・事務局長・常勤職員3名・非常勤職員4名・窓口対応専門職員3名の計17名です。交通アクセスはJR高松駅南徒歩約5分のところです。地の利を生かし、周辺機関と密着した運営を目指しています。



情報提供・国選・総務・人事主担当・事務局長補佐 富田 恵

開業当初は様々なトラブルがありましたが、そのひとつひとつの問題に取り組み、業務の効率化やレベルアップができるシステムを整備してきました。また、小規模地方事務所では、業務全般について一定程度の知識が必要のため、職員間での情報共有をおこなったところ、一体感が生まれ、モチベーションを高める効果が得られました。それらの取り組みが、法テラス香川を利用される方々の満足度アップにつながるよう今後も努力してまいります。



着実な歩みを

国選・受託業務担当副所長 猪崎武典

昨年10月からは日弁連受託業務も担当しております。受託業務に含まれている犯罪被害者法律援助のうちデリケートな案件については、私自身が弁護士としてのノウハウを使って直接丁寧な情報提供などをさせていただいております。法テラスが市民の皆さんに信頼されるよう、一步一步着実に進んでゆきたいと思っています。



笑顔の窓口を

扶助・犯罪被害・総務担当副所長 小林正則

法テラス香川では、笑顔の窓口、わかりやすい情報提供、迅速な処理を目指し、より多くの県民が安心して利用できる体制を構築中です。関係各機関とも垣根のないスムーズな連携を図っていますし、犯罪被害者に関しては、弁護士会・警察・支援団体等との協議会を定期的に開催しています。ハードだけでなく、ハートも充実させて、深刻な悩みを抱えた方が早く明るい顔を取り戻せるよう、少しでもお手伝いできればと考えています。



外観



入口



スタッフ事務所



受付



スタッフ弁護士 松井 創

当地に赴任してから、3ヶ月が過ぎようとしています。皆様にお力添えいただき、とてもスムーズに着任することができました。刑事は、放火、強姦、殺人など養成時代には経験しなかったような重大案件が配点されますし、民事は、債務整理、離婚、養育費支払請求、国賠、交通事故、介護事故等々思っていた以上にバラエティーに富んだ事件の相談を受けています。法テラスにたどり着いた人々を失望させることがないように、日々研鑽を重ねるとともに、一つ一つの事件に丁寧に取り組んでいきたいと思っています。



法律扶助・犯罪被害者・財務主担当係員 増田好香

特段の夢も希望も感慨もなく法テラスに移籍した平成18年10月。文書の発送元が「法律扶助協会」から「法テラス香川」に変わっただけでした。ところが、犯罪被害者支援業務兼務で、状況が一変。DV、交通事故などは扶助業務でも取り扱いますが、強姦、殺人となると正直耳をふさいで逃げ出したいくなります。なんとか業務の体裁を保つことができているのは弁護士、関係機関の皆さまのご協力のおかげです。これからもどうぞよろしくお願いいたします。



情報提供・国選・総務副担当係員 藤澤裕子

高松には高裁があり、四国の他3県の控訴審が集まるため、国選弁護業務はなかなか賑わっている。この賑わいは全く喜ばしくなく、事件の起訴状を読みながら暗い溜息が。しかし隣席で情報提供専門の窓口職員さんが、電話の声に耳をすましてアドバイスする声が頼もしい。もめ事が大きくなって崩れる前に解決方法に辿りつけるよう、民事の問題が刑事事件に繋がらないよう、法テラスへの期待を裏切らないために気を引き締めたいと思う。



スタッフ弁護士主担当係員 池田優子

平成18年10月開設の法テラス香川法律事務所は、現在、常勤弁護士2名、事務職員2名の体制で、国選弁護事件・民事法律扶助事件等の業務を取り扱っています。事務局としましては、依頼者の方々のお役に立てますよう常に丁寧に親切な対応を心掛け、また常勤弁護士の業務がスムーズに進行するように事務手続きや期日管理等のサポートをしっかりしていきたいと思っております。



スタッフ弁護士副担当係員 森田郁子

私が法テラス香川法律事務所働くようになって一番印象深いのは、借金で困っている人が多いという事です。しかもヤミ金でお金を借りて、違法な利息でどうにもならなくなってしまっている人たち。法テラスは、そんな人たちの駆け込み寺のようだと思います。そのような相談に乗ってもらえる機関があることさえ知らない人はまだまだたくさんいると思います。一日も早く世の中に浸透するよう、自分に出来る事を実行していきたいです。



窓口対応専門職員 伊藤好美

明るく温かいスタッフの中で電話の響きと共に少し緊張した空気が流れます。電話の向こうでは心細く力の無い声が聞こえ、耳を傾けると共に少し安心した声に変わります。法的トラブルを抱えた方には分かりやすく法制度紹介ができるよう、また関係機関紹介では業務内容を把握し適切な橋渡しができることを目標に今後も研鑽を積み重ねなければいけないと感じています。

窓口対応専門職員



左から 太田職員
早原職員
伊藤職員



窓口対応専門職員 早原景子

大混乱の地方事務所オープンから1年半経ち、皆様の協力により少しずつ法テラスの存在が浸透してきたのを感じています。情報提供担当としての責任を一層自覚し、微力ながら期待や信頼に応えられるよう、思いやりをもった対応を心がけています。利用者はもちろん、関係機関窓口の方々からのお声をいただきまして、より多くより気軽に利用いただける相談窓口を目指したいと考えています。どうぞ気負いなくお問い合わせ下さい。



法律扶助・犯罪被害者 財務副担当係員 小笠原瞳

法律相談援助、約2週間待ち。代理援助決定、月約20件。微弱ながらも、香川の扶助も県民にとってより身近な存在になりつつある。犯罪被害者は、準備会等、業務の構築と浸透に努めている。「最善の技術には、努力次第で誰でも達し得る。」何処かの偉人の言葉であるが、その努力にこそ並々ならぬ人力が必要であるように思う。今後も、より一層の努力と団結で、悩める県民の声を聞き漏らすことの無いよう邁進していきたいと思う。



待合スペース



相談室



受託業務副担当係員 植田朋子

昨年11月に法テラスの一員となり、日本弁護士連合会委託援助業務を担当しています。学生時代に、法律の勉強はしたものの、実務となると0からのスタートで、一つ一つ確認、納得しながら進めています。また、友人に「法テラスで働いている」と話したら、法テラスを知っているのは、3分の1くらいでしたので、知名度アップにも努めていきたいと思っています。



窓口対応専門職員 太田みゆき

法テラス香川の開設時から、情報提供員として週一日の勤務をしております。切羽詰まったような電話口からの声を聞く度に、どうにかしなければという気持ちで一杯になります。必要な情報を提供するためには、自分の知識を増やしていくことが大事だと思います。幸いにも、法テラス香川では、月2回の研修を実施して下さい、大変ありがたく思っております。微力ながらも、人のお役に立てる仕事に巡り会えて大変嬉しく思っています。

地方事務所だより 編集後記

所長 川東祥次

「地方事務所だより」への執筆は、たまたま所長席で執務していた際に、本部総務課からの電話依頼があり、直ちに快諾してしまつた次第です。平日頃の業務においても同様に、副所長さんらを含め、実働されているの方々に対し、所長としての指揮命令権のみ行使しております。

本紙面記載のとおり、法テラス香川と法テラス香川法律事務所は、副所長さんらを含めた全職員の方々、常勤弁護士の奮闘により、全ての業務がスムーズに運営されております。なお、執筆は、全員にお願いしましたが、平日頃の業務と同様に、文責は当職の負担と心得ております。

法テラスのホームページが **リニューアル** しました!

2008年2月、「法的トラブルのポータルサイト」をコンセプトに、法テラスのホームページが装いを新たに生まれ変わりました。

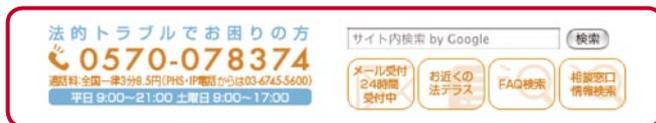
メールによる情報提供など、従来からのWebサービスはそのままに、法的トラブル解決に役立つ情報を充実させ、必要な情報にアクセスし易くするための工夫を施しています。

<http://www.houterasu.or.jp/>



よくある法的トラブル事例に関する対応方法等を紹介

利用者にとって最も重要なことは、目の前のトラブル解決です。そこで、これまでにお問い合わせが多かったトラブル事例について、その解決の糸口となる具体的な法制度情報や対応方法などをQ&A形式でまとめました。現在、100種類以上のトラブル事例に関する情報を掲載しています。



気になる情報があればすぐに法テラスにアクセス!メールのほか、コールセンターや各地の地方事務所まで話をお伺いし、さらに詳しい情報をご案内します。



地方事務所サイトを通じて地域密着型の情報発信へ



法テラスの各地方事務所ごとのページを創設し、それぞれの地域に特化したの情報発信が可能となりました。各地域における関係機関リンクを充実させるなど、ホームページを地域のネットワーク構築のためのインフラのひとつと位置付け、「地域密着型」のサービス展開を推進していきます。



携帯サイトでの情報発信を強化

法テラス利用者の認知経路調査では、携帯電話のモバイル検索から法テラスにアクセスされたという方が少なくないという結果が出ています。そこで、携帯サイトにおいて、法的トラブルの最新情報などを定期的に発信することとしました。

■法テラス携帯サイト URL <http://www.houterasu.or.jp/k>



今後、法的トラブルに関する用語集や、内容証明などのよく利用される書式のダウンロードサービスなど、新たなサービスを開始する予定です。

是非、アクセスしてみてください!

<http://www.houterasu.or.jp/>



市民と司法の確かな架け橋を目指して

日本司法支援センター理事長 寺井 一弘



本年4月から「日本司法支援センター(法テラス)」の理事長に就任致しました寺井一弘でございます。

「法テラス」は、市民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために、今次司法改革の一環として2006年4月に設立されました。内閣に設置された「司法制度改革審議会」はその意見書の冒頭において、司法制度改革の根本的な目的について「国民を統治の客体ではなく、統治の主体として位置づけ、法の支配がこの国の血となり肉となるようにすること」と明示しておりますが、それは市民の間に生起するさまざまな紛争などが、公正かつ透明な法的ルールによって解決される民主主義社会を実現することを目指そうというものであります。

これまでのわが国では真の意味で法の支配が市民の間に浸透していなかった、という反省のうえに立ち、法科大学院(ロースクール)、裁判員制度の実施と相並んで、実際に紛争に直面する市民が法の制度と担い手にアクセスできる環境を整えるためのシステムとして「法テラス」を設置したものでした。

「法テラス」は、2006年10月の業務開始以降、今日まで、市民にとって「身近でわかりやすい司法(familiar)」、「頼もしく公正で力強い司法(fair)」、「利用しやすく速い司法(fast)」の「3つのF」の理念のもとに運営されてきましたが、これまで本誌でもお伝えしてきました通り、「司法に関する情報提供」「民事法律扶助」「国選弁護業務」「過疎地対策」「犯罪被害者支援」そして「受託した人権事業」などにおいて旺盛かつ有意義な実績をあげて参りました。

そして来年春には、裁判員制度の導入、対象事件の範囲が大幅に拡大した被疑者国選弁護制度などに対応する新たな業務が求められることになっております。

「法テラス」はいわゆる「独立行政法人」の枠組みの中で運営されることになっておりますが、「中期目標」では「非公務員型法人であることの利点を生かしたさまざまな創意工夫に満ちた活動」が不可欠であるとされております。

私は、「法テラス」設立の理念のもと、市民と司法の確かな架け橋となることを目指して最大限の力を尽し、市民の方々が豊かで幸せに生きていける社会の実現に向けて精一杯頑張っていきたいと決意しています。よろしくご指導ご支援のほどお願い致します。

日本司法支援センター役員等の体制

理事長

寺井 一弘 弁護士

理事

岩瀬 徹 前上智大学法科大学院教授

篠塚 英子 前お茶の水女子大学教授

加毛 修 弁護士

西川 元啓 新日本製鐵(株)顧問

監事

馬場 義宣 学習院大学法科大学院教授

羽田 悦朗 司法書士・公認会計士

常勤弁護士推進本部長

岩井 重一 弁護士

事業企画本部長

藤井 範弘 弁護士

本部事務局

事務局長 一木剛太郎

事務局次長 畝本 直美

同 佐川 孝志

同 田中 晴雄

審査委員会委員長

小島 武司 桐蔭横浜大学学長

※2008年4月10日現在

4月10日は法テラスの日

各地で記念イベントを開催します

2006年4月10日、法テラスは国民により身近な法的サービスを提供する新たな法人として産声を上げ、以来、毎年4月10日を「法テラスの日」としています。

そして、2008年4月10日、設立2周年を迎えるにあたり、各地で「法テラスの日記念イベント」を開催することといたしました。

全国各地に会場を設けての無料法律相談会（一部の会場では収入等が一定額以下の方のみが対象となります。）のほか、街頭でのオリジナルグッズ配布などを展開する予定です。

イベントの詳細については、
法テラスのホームページ (<http://www.houterasu.or.jp>)
または最寄の法テラス地方事務所までお問合せください。

4月10日は「法テラスの日」



法テラスでは、各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う公益性の高い各種業務の事業費や運営費に使用させていただきます。

篤志家寄附、遺贈による寄附、相続財産の寄附 等

法テラスは、特定公益増進法人（所得税法、法人税法、租税特別措置法）に指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、刑事事件において被害者が特定できない場合や被害者に対する示談ができない場合などに、被告人・被疑者が反省の気持ちを込めて行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、代理人弁護士からも情状の気持ちを示すのに有効との感想が寄せられています。

ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ



「才色兼備」は、女性に対する褒め言葉としてよく使われますが、膳場貴子さんは、まさに言葉通りの方でした。

才も色も天賦の要素が大きく、誰もが努力して手に入れられるものではありませんが、膳場さんは生まれ持った才能に甘んじることなく、地道な努力を重ねて、ニュースキャスターという憧れのお仕事に就かれたのだと、お話を伺いながら感じました。

クールなイメージの膳場さんですが、目下の趣味はカブト虫の飼育、というお茶目な一面を垣間見ることができ、少しだけ近づけたような気がして、うれしくなりました。

(編集担当)

[発行]



日本司法支援センター(法テラス)本部

〒102-0073 千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6階

電話 0503383-5333(代表)

発行責任者:事務局長 一木剛太郎



法テラスコールセンター 0570-078374

おなやみなし

平日 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時

